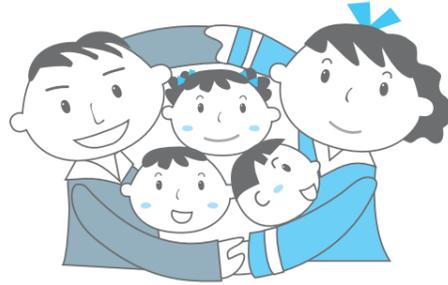


11月は 児童虐待防止月間です

気づいてください。
虐待をうけている子どもは
サインを送っています。
「おかしい」と感じたら、
迷わず連絡してください。



連絡(通告)先
●熊本県中央児童相談所
熊本市長嶺南2丁目3-3
☎381-4451
●こども110番 ☎382-1110
●合志市役所
子育て支援課(西合志庁舎)
☎242-1240

子どもたちを児童虐待から守るために地域のネットワークを活用しましょう

●児童虐待とは

- 身体的虐待**
殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる など
- 性的虐待**
性的行為の強要、性器や性交を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など
- ネグレクト**
家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、保護者以外の同居人による虐待を放置する など
- 心理的虐待**
言葉による脅し、無視、兄弟間差別扱い、子どもの前で配偶者やその他の家族などに対し暴力をふるう など

●虐待防止のネットワーク

ひとりで、また一つの機関では、子どもを虐待から守ることはできません。
「あなた」もネットワークの一員です。子どもを虐待から守るために協力してください。



児童虐待を防止するにはまず相談を!

「虐待を受けたと思われる子ども」を見つけたときは…

あなたのまわりに「虐待を受けたと思われる子ども」がいたら、すぐに最寄りの市町村の窓口や児童相談所などに連絡(通告)してください。通告は子どもを守るためのものです。医師や公務員の「守秘義務」違反にはなりません。
また、連絡をした人が特定されないように、秘密は守られます。

虐待を受けているとき…

例えば…
家族のだれかにいやなことを言われたり、いやなことをされたり、お腹がすいても食べるものがなかったり、たたかれたり殴られたりして痛い思いをしていたら。

子育てについて不安を持っているとき…

例えば…
自分だけがうまく子育てできていない、助けてくれる人がいない、子どもの行動が気に入らない、この子がいなかったら、などと思ってしまう、自分を追いつめていたら。

そんなとき、ひとりで悩まず市町村の窓口などに相談してください。

保育料の納付 市内認可保育園と 委託契約を行ないました

保育料の口座振替は本年4月からスタートしましたが、保育料の納付書払いを希望する保護者の利便性を維持するため、収納事務の委託契約を行ないました。

保育料の滞納についてはマスコミ等で取り上げられ問題となっていますが、市でも今後、保育料の滞納についての徴収を強化するため、委託契約後は認可保育園と以下の取り組みを行なっていきます。

- ・保育園で毎月の保育料を預かり、領収書をお渡しする業務
- ・口座振替の推進
- ・滞納者への収納促進(在園児に限る)
- ・保護者からの納付についての相談、助言

問い合わせ先
子育て支援課(西合志庁舎)
☎242-1159

合志庁舎

窓口業務時間を 延長しています

毎週水曜日 午後7時30分まで
※祝日を除く

取り扱い業務は次のとおりです。
どうぞご利用ください。

【市民課】

- ・住民票の写し交付
- ・住民票記載事項証明書交付
- ・印鑑登録業務
- ・印鑑登録証明書交付
- ・戸籍謄本、抄本交付
- ・戸籍の附票の写し交付
- ・身分証明書交付

【税務課】

- 証明書交付
- ・納税証明
- ・課税証明
- ・所得証明
- ・評価証明
- ・公課証明
- ・資産証明
- ・名寄帳証明
- ・市税の納税

問い合わせ先
合志市役所(合志庁舎)
市民課 ☎248-1113
税務課 ☎248-1114
※合志庁舎は旧合志町役場です。



チャイルドシート の助成が平成20年度から廃止されます

平成12年度道路交通法改正に伴い、チャイルドシートの着用が義務づけられたことにより、チャイルドシートの普及を目的として、乳幼児1人につき1回限り購入金額の2分の1で5,000円を上限に、助成を行なってきました。

改正から7年が経過し、チャイルドシートの着用も普及してきており、また子育て家庭に対する経済的支援として、乳幼児医療費助成および児童手当が拡充されているため、チャイルドシート購入の助成制度を平成20年3月31日をもって廃止します。皆様のご理解をお願いします。今後の助成対象は次のとおりです。

- ①平成20年3月31日までに生まれた乳幼児の保護者またはその乳児の属する世帯の世帯主
- ②平成20年3月31日までに購入したチャイルドシート

なお、申請は平成20年3月31日までにお願いします。それ以降の申請は助成できませんのでご注意ください。

問い合わせ先
子育て支援課(西合志庁舎) ☎242-1159



九州東海大学と 総合交流協定締結

9月7日(金)、合志庁舎で九州東海大学との調印式が行なわれました。

この協定は、大学と市の相互理解を促進し、産学官連携による共同事業の検討や大学の研究協力、研究者・学生と市民等との交流や研修など、地域振興に資する事業に取り組むことを目的に締結されました。

●連携予定事業

- ・パイオフォレスト構想の推進
- ・合志市公共交通構想の推進
- ・環境保全活動に関する連携
- ・教育、生涯学習に関する連携
- ・教育、研究フィールドとしての役割



市では、今回の九州東海大学との総合交流協定に加え、昨年、崇城大学との連携協力協定も締結しています。

それぞれの分野を活かして、大学とともに取り組める連携・交流事業や研究事業等へのアイデアがありましたら市企画財政課政策企画班までお寄せください。

●問い合わせ先

企画財政課 政策企画班(合志庁舎)
〒861-1195 合志市竹迫2140番地
☎248-1813 FAX 248-1196
Eメール kikaku@city.koshi.lg.jp